

(令和元年8月22日第1回常任委員会決定)

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

専門委員会の専門委員の定員及び構成

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会専門委員会規程（令和元年8月22日常任委員会決定）第3条第1項の規定により定める専門委員会の専門委員の定数は次の表の左欄に掲げる専門委員会ごとに同表の中欄に掲げる数とし、専門委員会の委員の構成は同表の右欄に掲げる属性を満たす者のうちから一会とちぎ国体矢板市実行委員会の会長が指名した者とする。

総務・企画専門委員会	15名以内	(1) 矢板市商工会に属する者 (2) 塩野谷農業協同組合の職員 (3) 矢板スポーツコミッションに属する者 (4) 矢板市身体障害者福祉会に属する者 (5) 一般社団法人たかはらさくら青年会議所に属する者 (6) 片岡地区コミュニティ推進協議会に属する者 (7) 矢板市内の保育所(園)、幼稚園の職員 (8) 矢板市総合政策課の職員 (9) 矢板市社会福祉課の職員 (10) 矢板市農林課の職員 (11) 矢板市商工観光課の職員 (12) その他イベント企画、大会運営に精通している者
競技・式典・施設整備専門委員会	10名以内	(1) 矢板市サッカー協会に属する者 (2) 矢板市野球連盟に属する者 (3) 栃木県オリエンテーリング協会に属する者 (4) 矢板市内の小中学校又は中学校において体育主任である者 (5) 矢板市内の高等学校の教職員

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 矢板市建設業睦会の会員企業の職員又は建設業務に精通している者 (7) 矢板市都市整備課の職員 (8) 矢板市教育総務課の職員 (9) その他競技運営等に精通している者
広報・市民運動 専門委員会	10名以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報通信業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者 (2) 行政区長 (3) 社会福祉法人矢板市社会福祉協議会の職員 (4) 矢板市文化協会に属する者 (5) 矢板市秘書広報課の職員 (6) 矢板市生涯学習課の職員 (7) その他広報活動又は市民運動に精通している者
宿泊・衛生専門 委員会	10名以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者 (2) 宿泊業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者 (3) 飲食業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者 (4) 矢板市内の医療機関の職員 (5) 看護師又は保健師 (6) 矢板市健康増進課の職員 (7) 矢板市くらし安全環境課の職員 (8) その他宿泊業務又は衛生業務に精通している者
輸送・交通・安 全専門委員会	10名以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) バス事業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者 (2) タクシー事業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者

		<ul style="list-style-type: none">(3) 矢板警察署の職員(4) 矢板消防署の職員(5) 矢板市消防団に属する者(6) 矢板市総務課の職員(7) 矢板市建設課の職員(8) その他輸送業務、交通業務又は安全業務に精通している者
--	--	--